

フォーカス [20条]

20条2項の法意とその帰結(2)

北村和

1 基本的な考え方

少年法20条の検察官送致(以下、単に「検送」という)については、少年法における「保護優先」の考え方との関係において、従来から実務上難しい問題と認識されてきたところ、2000(平成12)年改正により、20条2項が新設され、同項所定の故意の犯罪行為によって人を死亡させる行為については、その反社会性、反倫理性に照らし、原則として検送決定をしなければならないとされた。改正前の少年法は、少年に対しては保護処分を原則とし、刑事処分を相当と認めるときに検送をすることとしていたのに対し、現行法は、2項本文の要件がある場合には、刑事処分以外の措置を相当と認める例外要件(同項但書)がない限り、検送を行うことが義務的となっており、この限りで従来とは原則と例外を逆転させる立法がなされたこととなる。

従来の保護処分原則の考え方と20条2項との関係に関しては、①2項対象事件については「保護不適」と推定されるとする説(保護不適推定説。川口〔2003〕¹37頁、川出〔2001〕²58頁など)、②家裁が例外的に保護処分を選択することについて、なぜ刑事処分が相当でないかに関する説明責任を負うとする説(説明責任説。守屋〔2001〕³42頁、廣瀬=齊藤=村井〔2003〕⁴100頁[廣瀬])、③2項は処分決定に対するガイドラインを意味するに過ぎず、強い法的拘束力を認めない説(ガイドライン説。齊藤〔2003〕⁵62頁)が展開されている。

私見としては、①の理解を前提とし、但書により刑事処分以外の措置(実質的には保護処分)を講じるためには、積極的に保護処分が必要であるとの判断が家裁に要求されることとなったものと考え。すなわち、一般事件の検送に当たっての伝統的な判断方法(旧20条における判断方法)のように、刑事処分とそれ以外の措置をいずれも無制約に選び得るという前提で、当該少年に対してどちらが妥当かを比較する思考方法は、もはや取り得なくなったというべきである。20条1項および2項の規定ぶりや、2000年改正の趣旨を踏まえて、事件送致を受けた家庭裁判所の判断の流れを大まかに述べると、①当該事件が証拠上20条2項対象事件と認定できるか(殺意の有無や致死結果と傷害との因果関係といった事実認定のレベル)、②当該事件において、少年についての凶悪性、悪質性を大きく減ずるような「特段の事情」が認められるか(立法過程で例示された「傷害致死事件に付和雷同的に追従した」、「嬰兒を分娩して途方に暮れて死に至らしめた」等の事情に当たるかのレベル)、③その様な特段の事情が認められた場合に、20条1項に定める個々の要素を踏まえて、刑事処分とそれ以外の措置のいずれが相当かといった3つのレベルを順次検討して結論を導き出すことになろう(私見の詳しい内容については、北村〔2004〕⁶69頁を、これに対する批判については、葛野ほか〔2006〕⁷351頁[本庄]等を参照)。

このうち、②の「特段の事情」については、立法過程での議論を踏まえると、法律記録および社会記録に基づき、刑事事件での一般的な量刑事情に当たる各要素(原田

〔2008〕88頁参照)のうち、犯罪行為自体に関する情状、すなわち「狭義の犯情」を中心に考察することになろう。その上で、「少年の性格、年齢、行状及び環境」といった、少年の資質面や環境面に関する事情(いわゆる広義の犯情)は、前記「犯行の動機及び態様」に深く影響し、事案の悪質性を大きく減ずるものと評価できるか否かの観点から検討すべきものとする(すなわち、少年の資質や環境面からの検討を先行すると保護相当と見られるような事案であっても、②の判断レベルでは、これのみを理由として刑事処分以外の措置が許容されると判断することが適当とはいえない)。家庭裁判所としては、原則検送対象事件につき保護処分を選択するに当たっては、なぜ検送しなかったのかについて、合理的かつ説得力のある説明が求められているというべきであり、処遇選択に当たって、調査結果等を検討してもこのような説明ができない事案については、検送することが法律上求められていると解するべきである。

2 「特段の事情」の有無に関する判断資料

上記の私見に立てば、原則検送対象事件においては、非行事実の認定のみならず、処遇選択の面においても、法律記録の検討が重要であることはいうまでもない。しかし、社会記録についても、重大凶悪な事件であれば、少年自身に深い問題性がある場合も多く、最終的に裁判官が「特段の事情」の有無を判断するに当たって考慮要素となり得る情報を適切に抽出するプロセスとして、正に調査官の専門性が発揮される場面といえる。もとより、調査結果は、検送後の刑事裁判における量刑判断の資料となる(刑訴規277条)のみならず、55条により家庭裁判所に移送されてくる場合もあって、遅かれ早かれ社会調査が必要となることを考慮すると、原則検送対象事件につき調査を省略ないし簡略化して直ちに検送することは、法の趣旨に反する(そもそも重大な事件である原則検送対象事件であるが故に、より精度の高い調査を求められるとの意識は、裁判官および調査官において一般化しているものと思われる)。

なお、調査官の調査実務としても、まずは事案の内容を中心に、「刑事処分以外の措置を選択すること」の許容性の有無を検討し、次に、同許容性が認められた場合には、どのような処分が相当かという観点から、刑事処分と刑事処分以外の措置との比較検討を行うという二段階の検討を行うことが通例となっているものと思われる(裁判所職員総合研修所〔2008〕984頁。ここでは、「少年の性格、年齢、行状及び環境等」の事情については、犯行動機の形成や犯行態様に深く影響したと認められる範囲で考慮するに止めるべきであり、「少年の性格、年齢、行状及び環境」のみを理由として刑事処分以外の措置が許容されると判断することは適当ではないとの指摘がなされている。なお、家庭裁判所調査官研修所〔2004〕1078頁も参照)。

3 検送後の手続——55条との関係

原則検送対象事件は、検送後に起訴された場合、裁判員裁判の対象事件となる(裁判員2条)。その場合、弁護人が55条の適用により家庭裁判所への移送を求めることが考えられるが、この移送の判断は、構成裁判官と裁判員の合議によることとされている(裁判員6条2項2号かつこ書)。従来から、55条の「保護処分に付するのが相当であると認

めるとき」の判断は、20条の刑事処分相当性の判断と相関的・連環的な関係にあるとされてきたところ（田宮＝廣瀬〔2009〕11472頁）、2000年改正で55条に変更がなかったことは、新たな20条全体を前提として、これまで同様に両条が表裏の関係にあると解釈していけばよいとの現れと解される（東京高判19・12・17高検速報平19・360）。そうすると、両者は統一的な判断基準によるべきといえるから、刑事裁判所としては、基本的には検送した家庭裁判所の判断を尊重した上で、検送後に「特段の事情」に関する判断要素が変化した場合等において、55条による移送が可能となるにすぎないと考えられる。前記原則検送規定導入の趣旨に照らせば、移送に当たり、刑事裁判所が「保護処分相当性」についての積極的な説明責任を負うと解することになろう（裁判員裁判の移送例として、東京地決平23・6・30家月64・1・92）。なお、その場合、「特段の事情」の審理に社会記録が必要となる事案も想定し得るが、裁判員裁判では、「目で見て耳で聞いて分かる審理」が要請されることからすると、少年その他の関係者のプライバシーへの配慮を踏まえた場合、証拠となる社会記録内の情報は、基本的には少年調査票の「調査官の意見」欄をもって足りると割り切るほかないであろう（従来のように社会記録全体を合議体の構成員が読み込むことは、裁判員裁判の運営上、想定されていないといつてよい）。いずれにせよ、公判前整理手続において、55条移送の判断に必要な不可欠な情報は何か、プライバシー保護の観点から社会記録の証拠調べ方法はどうかについて、法曹三者が議論し、合意を形成しておくことが不可欠といえる。

- 1 川口宰護（2003）「少年法改正後の刑事裁判の対応」法の支配131号
- 2 川出敏裕（2001）「逆送規定の改正」現刑3巻4号
- 3 守屋克彦（2001）「少年法の改正と運用上の課題」法時73巻4号
- 4 廣瀬健二＝齊藤豊治＝村井敏邦（2003）「論争・刑事訴訟法（17）少年審判と刑事裁判の関係」法セミ48巻6号
- 5 齊藤豊治（2003）「少年法の運用に関する所見」現刑5巻8号
- 6 北村和（2004）「検察官送致決定を巡る諸問題」家月56巻7号
- 7 葛野尋之ほか（2006）「『司法研修所編・改正少年法の運用に関する研究』の批判的検討」立命307号
- 8 原田國男（2008）『量刑判断の実際〔第3版〕』立花書房
- 9 裁判所職員総合研修所（2008）「平成19年度少年実務研究会」総研所報5号
- 10 家庭裁判所調査官研修所（2004）「平成15年度少年調査実務研究会『少年法20条2項該当事件の処遇選択における留意点』」総研所報1号
- 11 田宮裕＝廣瀬健二編（2009）『注釈少年法〔第3版〕』有斐閣